

○宇都宮市健康交流センター条例施行規則

平成 13 年 3 月 23 日

規則第 7 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、宇都宮市健康交流センター条例(平成 13 年条例第 8 号。以下「条例」という。)第 20 条の規定に基づき、条例の施行について必要な事項を定めるものとする。

(平 17 規則 57・一部改正)

(開館時間及び休館日)

第 2 条 健康交流センター(以下「センター」という。)の開館時間は、午前 10 時から午後 9 時までとする。

2 センターの休館日は、次のとおりとする。

(1) 毎週月曜日(その日が国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日に当たるときは、その翌日)

(2) 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日まで

3 市長は、特に必要があると認めるときは、第 1 項の開館時間若しくは前項の休館日を変更し、又は休館日以外に臨時に休館することができる。

(附属設備等の使用料)

第 3 条 条例第 5 条第 4 項の規則で定める附属設備又は備品は別表第 1の左欄のとおりとし、同項の規則で定める使用料の額は同表右欄の金額とする。

(平 16 規則 44・一部改正)

(使用料の減免)

第 4 条 条例第 8 条の規定により使用料の減免を受けようとする者は、使用料減免申請書を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、[前項](#)の申請を承認したときは、使用料減免決定通知書を当該申請者に交付するものとする。
- 3 [前2項](#)の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めるときは、当該申請書の提出又は当該決定通知書の交付を省略することができる。

(回数券の発行)

第5条 市長は、[条例第7条第4項](#)の規定によりセンターの風呂又はプールを6回利用することが可能な回数券を発行するものとする。

- 2 [前項](#)の回数券を購入しようとする者は、[別表第2](#)の該当する金額を料金として納付しなければならない。

(平16規則44・一部改正)

(遵守事項)

第6条 センターを使用する者は、別に定める事項を遵守しなければならない。

(指定管理者に管理を行わせる場合における規定の適用)

第7条 [条例第12条](#)の規定により指定管理者にセンターの管理を行わせる場合における[第3条](#)の規定の適用については[同条](#)の規定中「使用料の額」とあるのは「額」と、[第4条第1項](#)の規定の適用については[同項](#)中「使用料」とあるのは「利用料金」と、「使用料減免申請書」とあるのは「利用料金減免申請書」と、「市長」とあるのは「指定管理者」と、[同条第2項](#)の適用については[同項](#)中「市長」とあるのは「指定管理者」と、「使用料減免決定通知書」とあるのは「利用料金減免決定通知書」と、[同条第3項](#)の適用については[同項](#)中「市長」とあるのは「指定管理者」と、[第5条第1項](#)の規定の適用については[同項](#)中「市長」とあるのは「指定管理者」とする。この場合において、[第3条](#)及び[第5条第2項](#)の規定は適用しない。

- 2 [前項](#)の場合において、[条例第17条第3項](#)の規則で定める附属設備又は備品は[別表第1](#)の左欄のとおりとし、[同項](#)の規則で定める額は[同表](#)右欄の金額とおりとする。

(平17規則57・全改)

(様式)

第 8 条 [この規則](#)に規定する申請書等の様式は、別に定める。

(補則)

第 9 条 [この規則](#)に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

[この規則](#)は、[条例](#)の施行の日から施行する。

(施行日 平成 13 年 8 月 11 日)

附 則(平成 16 年 12 月 27 日規則第 44 号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 17 年 6 月 24 日規則第 57 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 26 年 3 月 24 日規則第 5 号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1(第 3 条, 第 7 条関係)

(平 16 規則 44・全改, 平 17 規則 57・平 26 規則 5・一部改正)

附属設備	金額
オーバーヘッドプロジェクター	1 台 1,080 円
放送設備	1 式 1,080 円

別表第 2(第 5 条関係)

(平 16 規則 44・全改, 平 26 規則 5・一部改正)

区分		金額
風呂	一般	1 冊 2,050 円
	65 歳以上及び中学生以下	1 冊 1,000 円
プール	一般	1 冊 2,550 円
	65 歳以上及び中学生以下	1 冊 1,250 円
風呂とプール	一般	1 冊 3,050 円
	65 歳以上及び中学生以下	1 冊 1,500 円